

# 令和8年度を始期とする「高知市過疎地域持続的発展計画（原案）」の概要

## 1 基本的事項

### ① 計画策定の方向性

「過疎地域持続的発展計画」については、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」（以下、特措法という。）において、市町村は、県の持続的発展方針に基づき、市町村議会の議決を経て、市町村計画を定めることができる定められている。

特措法は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の時限立法であり、現行計画は法期限の前期5年の計画として策定しており、次期計画については後期5年の計画として策定する。

特措法の施行以降、法の趣旨に変更はなく、また、令和8年度から令和12年度までの計画期間で策定される予定の「高知県過疎地域持続的発展方針（案）」において、本市の過疎対策の基本方針や重点施策の方向性に変更を要する事項は認められなかった。

さらに、現行計画は、計画期間を通して概ね順調に進行していることから、次期計画では、現行の施策の基本的方向性を継承し、より確実で安定的な成果の創出を目指すこととする。

### ② 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間（法期限の後期5年で設定）

### ③ 現状と課題

鏡・土佐山地域では、人口減少とともに、少子高齢化が顕著に進行しており、就業人口の減少や地域活動の担い手の不足などの深刻化により、地域活力の低下が懸念されている。これまで、道路整備や産業振興施設、教育文化施設の整備等のハード事業と、住民の保健・福祉の向上、生活用水・交通の確保等のソフト事業の実施により、地域振興に一定の成果を挙げてきたが、依然として、生活基盤の整備をはじめ、持続可能な地域づくりを通じた社会的活力の維持向上や、農林業の基盤整備や地域資源を活用した地場産業の振興による産業活力の維持向上などに引き続き取り組む必要がある。

鏡地域	人口				地域合計人口に対する割合		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計 (年齢不詳含む)	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成12年(2000年)	234	915	495	1,644	14.2%	55.7%	30.1%
平成17年(2005年)	194	865	507	1,566	12.4%	55.2%	32.4%
平成22年(2010年)	157	787	498	1,445	10.9%	54.6%	34.5%
平成27年(2015年)	120	661	503	1,285	9.3%	51.5%	39.2%
令和2年(2020年)	96	511	482	1,099	8.8%	46.9%	44.3%

国勢調査による人口の推移

土佐山地域	人口				地域合計人口に対する割合		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計 (年齢不詳含む)	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成12年(2000年)	185	715	423	1,323	14.0%	54.0%	32.0%
平成17年(2005年)	118	620	392	1,130	10.4%	54.9%	34.7%
平成22年(2010年)	84	528	359	972	8.7%	54.4%	37.0%
平成27年(2015年)	88	482	344	907	9.6%	52.7%	37.6%
令和2年(2020年)	108	409	336	855	12.7%	47.9%	39.4%

## 2 地域の持続的発展の基本目標

高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づき人口減少の抑制を目指す。

	目標値
鏡・土佐山地域の人口減少率（令和7年と令和12年の国勢調査による）	5.4%以内

【参考】 高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成27年10月策定）

	目標値（平成27年に設定した数値）		減少率
	令和7年	令和12年	
鏡・土佐山地域の人口	2,055人	1,944人	5.4%

## 3 地域の持続的発展の基本方針等

### ① 基本方針

鏡・土佐山地域は、生活の場であるとともに、食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、美しい景観、やすらぎの場の提供、森林による地球温暖化の防止など、都市部に住む人々の生活にも重要な役割を果たしている。

地域住民を中心に守り育まれてきた多面的・公益的機能は、貴重な市民共有の財産として次世代に受け継いでいかなければならない。また、この地域の豊かな自然、地域に根付いた多彩な産業、歴史文化、多様な気候や風土が育む食は、高いポテンシャルを持っており、これらを維持、発展させていく取組を一つ一つ積み重ねていくことも重要である。

これらを念頭に置き、加速する少子高齢化や急速なデジタル技術の進化、個人の価値観や生活の多様化などを踏まえながら、これまでの過疎地域の条件不利の克服に向けた対策を継続しつつ、学び、働き、心豊かな生活ができる場所として、一人一人が将来を描いて住み続けることができる、関わり続けたいと思える地域づくりに取り組むことで、将来にわたり持続的に発展できる地域社会の形成や、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を目指す。

### ② 過疎対策の方向性

- 1) 幸せを実感し、生きがいを持って暮らせる地域づくり
- 2) 安全・安心な暮らしを支える生活・社会基盤の整備
- 3) 地域を支える産業の振興
- 4) 地域への人の流れの拡大

### ③ 推進する施策と主な取組

本計画では、「誰一人取り残さない」と誓うS D G sの理念を共有するとともに、南海トラフ地震等の大規模自然災害への対策や、希望と賑わいのある地方創生、福祉によるまちづくりを通じた地域共生社会の形成など、高知市総合計画をはじめとする各種行政計画に基づく全市的な取組と補完・連携を図りながら、過疎対策の方向性に則して次の11の施策を推進する。

- 1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
  - 中山間地域活性化住宅の整備や移住ガイドツアー等による移住・定住の促進
  - 地域資源を活用した地域間交流の促進及び関係人口の創出
  - 地域活動の担い手の確保
- 2) 産業の振興
  - 農林業の基盤整備及び担い手の確保
  - 地場産業の振興
  - オーベルジュ土佐山等の活用による観光振興
- 3) 地域における情報化
  - デジタル化の推進及び高齢者等への活用支援
  - 地域の課題解決に資するＩＣＴ利活用の推進
- 4) 交通施設の整備、交通手段の確保
  - 交通施設の整備
  - デマンド型乗合タクシーやライドシェア等による移動手段の確保
- 5) 生活環境の整備
  - 防災拠点の整備及び地域防災力の充実強化
  - 飲料水供給施設の改修補助等による生活用水の確保
- 6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
  - 放課後子ども教室の実施等による子育て支援
  - 生活支援・介護予防・生きがいづくりによる高齢者等の福祉の向上
- 7) 医療の確保
  - 地域外の医療機関との連携及び診療所の運営等による医療の確保
- 8) 教育の振興
  - 学校・家庭・地域の協働による教育の推進
  - G I G Aスクール構想の推進
  - 生涯学習・生涯スポーツの推進
- 9) 集落の整備
  - 集落活動センターの活動等の集落活性化に向けた取組への支援
  - 地域内連携協議会の取組への支援
- 10) 地域文化の振興等
  - 文化資源の活用等による地域文化の保存・継承・発展
- 11) 再生可能エネルギーの利用促進
  - 太陽光・バイオマス・小水力等による再生可能エネルギーの普及促進